# 令和8年度
# 北谷町特別支援保育
# 入所申込みのしおり

北谷町イメージキャラクター　ちーたん

申込みの際には、こちらのしおりと一緒に、「北谷町保育所等入所案内」をご覧いただき、申請手続きや必要書類についてあわせてご確認ください。特別支援保育入所申込の他にも必ず令和8年度保育所等入所申込も行ってください。

## お問い合わせ

〒904-0192
北谷町桑江一丁目1番1号
北谷町　子ども家庭課　こども園係　保育所担当

# 1．特別支援保育について

北谷町の保育施設では、障がいや発達の気になるお子さんの発達状況を踏まえながら、集団生活の中での成長を支援していく特別支援保育を行っています。
集団保育をするなかで、社会性を培い、健やかな成長発達を促進することによって児童の福祉の向上をはかることを目的としています。

## 保護者の方へ

保育施設では、これまでお父さん、お母さん、ご家族の方に見守られながら過ごしてきた環境とは異なり、同年代の子どもたちとの集団生活の場となり、社会性を身につけていく場ともなります。

特別支援保育とは、「言葉がゆっくり」「偏食や日常生活のなかでこだわりが強い」「集中力が続かない、じっと座ることが苦手」「病気により運動制限がある」「歩行が不安定である」など、集団生活のなかでお子さんの困り感を少しでも解消できるよう複数の保育士で対応し、丁寧な関わりを通して発達を見守る保育のことをいいます。

# 2．対象となる児童

北谷町イメージキャラクター　ちーたん

次の要件の<u>いずれにも</u>該当する児童

（１）保護者の就労や病気等の理由で保育を必要とすること。

（２）次の<u>いずれか</u>に該当し、集団保育が可能な児童。

- ●身体障害者手帳の交付を受けている児童
- ●療育手帳の交付を受けている児童
- ●特別児童扶養手当の支給を受けている児童
- ●上記と同様の診断を医療機関、児童相談所等から受けた児童
- ●その他、特別の支援を必要とする児童であって、町長が認める児童

**＊施設紹介＊　育ちの支援センター　いっぽ**

**「育ちの支援センターいっぽ」は、楽しい遊びを通して、からだやこころの育ちを支える保育を中心とした子育て支援の場です。ことばと育ちの相談、子育て相談を行っています。**
**お子さまのことで気になることや悩んでいることがあれば、お気軽にご相談ください。**

**〒904-0101**
**北谷町字上勢頭622番地1（上勢保育所2階）　☎（098）936-3050**

# 3．実施施設

公立保育所　、　私立保育所　、　認定こども園

# 4．保育内容

それぞれのお子さんの発達状況に応じて、集団保育を行います。
保育所には、特別支援を担当する保育士を配置します。
お子さんの状況に応じて、<u>おおむね特別支援保育対象のお子さん３人に対して保育士１人の配置</u>となります。

※「特別支援保育」は、加配保育士等を1名配置し、複数の保育士でクラス全体を保育するものとなります。特別支援保育対象のお子さん専門に保育士が対応をするものではありませんので、ご留意ください。

# 5．必要書類

お申込の際には、<u>次の①～③のどの区分に該当するかご確認のうえ</u>、必要書類の提出をお願いします。

区分①：令和7年度特別支援保育対象児童で、引き続き、特別支援保育を希望する者
区分②：令和7年度認可保育施設在園児で、令和8年度新たに特別支援保育を希望する者
区分③：①②以外の者（例：R7年度待機児童、認可外保育施設を利用している者、家庭保育の者等）

<table>
<tr><th></th><th>書類名</th><th>区分</th><th>記入者</th><th>提出先・期限</th><th>備考</th></tr>
<tr><td>1</td><td>令和8年度特別支援保育継続（非継続）利用申込書</td><td>①</td><td rowspan="3">保護者</td><td rowspan="2">【区分①②の方】<br>保護者→保育所<br><br>【区分③の方】<br>保護者→子ども家庭課<br><br>～R7.9.30</td><td rowspan="2">★①②に該当する方は、在園施設へ提出してください。</td></tr>
<tr><td>2</td><td>令和8年度特別支援保育利用申込書</td><td rowspan="5">②③</td></tr>
<tr><td>3</td><td>入所判定委員会　個別資料【保護者記入】</td><td rowspan="3">R7.10.1～R7.10.31<br>※令和8年度保育所等入所一斉受付期間中<br><br>※期限内に意見書の提出が難しい場合はご相談ください。</td></tr>
<tr><td>4</td><td><u>お持ちの方</u>は、<br>身体障害者手帳（写）<br>療育手帳（写）<br>特別児童扶養手当証書（写）</td><td></td><td rowspan="2">★様式「意見書（特別支援保育）」を提出して下さい。</td></tr>
<tr><td>5</td><td>医療機関からの意見書または児童相談所等の公的機関からの意見書等</td><td>医師</td></tr>
<tr><td>6</td><td>入所判定委員会　個別資料【保育所記入】</td><td>保育所</td><td>保育所→子ども家庭課<br>～R7.10.31</td><td rowspan="2">区分③の場合、S-M社会生活能力検査は、育ちの支援センターいっぽにて実施いたします。</td></tr>
<tr><td>7</td><td>S-M社会生活能力検査</td><td>全員</td><td>保育所</td><td>保育所→子ども家庭課<br>～R7.10.31</td></tr>
</table>

# 6．特別支援保育申込みの流れ

特別支援保育の申込みにあたっては、下記の手順を踏みます。

## ①　申込

保護者は、「5.必要書類」を提出してください。

## ②　S-M社会生活能力検査<br>入所判定委員会　個別資料【保育施設記入】　を提出

**●　現在、公立保育所・私立保育所・認定こども園利用中の方　●**

現在、利用中の保育施設でS-M社会生活能力検査を実施します。

現在、利用中の保育施設にて、入所判定委員会　個別資料【保育施設記入】で記入してもらいます。

**●　上記以外の方　●**

育ちの支援センター　いっぽ　で行います。

| 提出方法 |
| --- |
| 保育施設　または　育ちの支援センターいっぽを通して、子ども家庭課へ提出 |

## ③　入所判定委員会

医師、保育所長、心理士、学識経験者等で構成された「北谷町特別支援保育入所判定委員会」にて、集団保育の可否や児童の支援の必要性について検討を行います。

## ④　利用調整

特別支援保育が必要と判定された児童について、特別支援保育実施保育所で利用調整を行います。
特別支援保育の必要性がないと判定された児童については、通常どおりの利用調整を行います。

## ⑤　結果通知

特別支援保育対象の判定結果は、入所承諾通知（または入所保留通知）と一緒に郵送します。
定員の都合上、希望施設への入所または保育所入所保留となる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## ⑥　面談、入所

申込みの段階では、特別支援保育の対象になるかどうかはわかりません。
提出書類や検査結果、医師や学識経験者からの意見を伺いながら、特別支援保育の対象となることが望ましいか総合的に判断します。